

注意喚起文書

店頭外国為替証拠金取引（IB FXCFD 取引）に係るご注意

○IB FXCFD 取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であり、当社の職員はお客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできません（注1）。

IB FXCFD 取引に関して、当社の役職員によって行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請に基づくものであることをご確認ください。そうでない場合は当社法規監理部（03-4588-9700）までご連絡ください。

○IB FXCFD 取引では、取引対象となる外国為替相場等の変動によりお客様に損失が生じるおそれがあり、その損失は、預託された証拠金の額を上回る場合があります。

店頭外国為替証拠金取引には、大きな収益を生む可能性がある一方、大きな損失を生む可能性もあります。

従って、お客様が IB FXCFD 取引を開始し、或いは継続されるにあたっては、事前に十分に本書面の内容を理解することに加え、取引の仕組みやリスクを十分に学習・把握することにより、取引をご自身の資産状況、取引経験、取引目的等の要素を踏まえ、取引が可能と判断される場合にのみ、ご自身の責任においてこれを行うことが必要です。

○IB FXCFD 取引の内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社クライアント・サービスまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- 勧誘の日の過去1年間に、店頭デリバティブ取引に係る2以上のお取引をされているお客様及び勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高をお持ちのお客様の場合
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を低減することを目的とする場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決手続きのことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

店頭外国為替証拠金取引（IB FXCFD 取引）の 契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第 2 条第 22 項に定める標記取引に関し、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりインタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社がお渡しするものです。

この書面には、お客様が店頭外国為替証拠金取引（以下「IB FXCFD 取引」といいます。）を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。お取引にあたっては、この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

○FXCFD 取引はお客様が当社に預託した金額を超える金額の取引を可能とする取引です。従って、お客様が損失を生ずる可能性があり、その金額はお客様が当社に預託した金額を超える可能性があるため、全ての投資家に適した取引ではありません。お客様は IB FXCFD 取引を開始する前に、お客様の知識、取引経験、財産の状況及び投資目的を慎重に考慮し、ご自身の判断と責任において投資判断をされるようお願い致します。

○当社においては、維持証拠金の所要額は、1) 取引時間中は時価をベースに継続的にリアルタイムで、また 2) 取引時間終了時には終値をベースに、その金額が計算されています。当該計算の結果、損失が生じた場合は、お客様からの預り金が維持証拠金に充当されることとなりますが、お客様の預り金がこれに不足する場合は、その状況の解消ために強制決済が行われることとなります。またその計算方法につき、詳しくは下記「1.IB FXCFD 取引の仕組み」の「1-2. 証拠金規制」をご覧ください。

○IB FX CFD 取引は、お客様と当社との相対取引です（取引所取引ではありません。）。

○IB FXCFD 取引にあたっては、お客様には取引手数料等に加え、当社が提示したスプレッド（売値と買値の差）をお支払いいただきます。

店頭外国為替証拠金取引（IB FXCFD 取引）のリスク等重要事項について

■手数料

IB FXCFD 取引を行うにあたっては、別紙「手数料等の諸費用について」に記載の料率、額及び方法により取引手数料等をお支払いいただきます。

■スプレッド

IB FXCFD 取引にあたっては、お客様には上記「手数料等の諸費用について」に定められ

た手数料等に加え、スプレッド（売値と買値の差）をお支払いいただきます。

■価格・流動性等に係るリスク

IB FXCFD 取引では、お客様が行う取引の金額がその取引についてお客様が預託しなければならない証拠金の額に比べて大きい額であることから、時としてその証拠金の額を超える損失が生じる可能性を有しています。したがって、IB FXCFD 取引の開始にあたっては、その価格・流動性等に関し、以下の内容を十分に把握する必要があります。

- ・ 外国為替相場や各国通貨の金利の変動等により、短期間のうちにお客様に重大な損失が生じるおそれがあります。
- ・ 取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイント（ロールオーバー金利に基づく受払金）が受取りから支払いに転じることがあります。
- ・ ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。
- ・ IB FXCFD 取引における当社のカバー取引先（後述します）は複数の金融機関から為替レートの供給を受けているため、比較的高い流動性が確保されているといえるものの、主要国の休日や取引が活発でない時間帯においては、取引レートを配信することが困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等特殊な状況が発生した場合にも、お客様の取引が困難あるいは不可能となる場合があります。
- ・ 当社が配信する IB FXCFD 取引の取引価格は外国為替市場（以下「外国為替市場」若しくは「市場」といいます。）における価格情報を広く参照の上決定されています。しかしながら、その価格の配信は全ての場合において、その価格によって取引が約定されることを保証するものではありません。大きな数量の取引の場合、為替レートが素早く変動する市場において、或いは取引量が多い時間帯においてはスリッページが発生する可能性が高くなります。当該価格差はお客様にとって有利な場合、不利な場合があります。

■相場急変時における価格配信の停止・再開について

相場急変時には、外国為替市場において取引レートを配信する銀行がなくなり、取引ができない状態となる場合があります。当社がお客様に配信する取引価格は、当社のカバー取引先がそのカバー先である外国為替市場参加者である金融機関から配信された取引レートを基に生成しますので、そのような状態が発生した場合には、お客様への取引価格の配信を停止させていただくこととなります。

当社がお客様への取引価格の配信を停止した場合には、配信が再開されるまでのあいだ、お客様の注文を執行することができなくなります。取引価格の配信停止前にお客様から受注した指値注文および逆指値注文（ロスカット取引を含む）は、配信再開時の取引価格を基準として約定しますので、相場変動が急激となった場合には、お客様が指定していた価格から大幅に乖離した価格で約定することとなり、取引の結果発生する損失額が証拠金額を大幅に上回る場合もありますので、予めご了承ください。

なお、取引価格の配信を停止している間は、成行注文は受付られませんが、指値注文・逆

指値注文については、配信停止時の価格を基準として注文の新規発注・変更・取消を受付けます。

また、外国為替市場において不安定なレート配信が続く場合には、一時的にお客様からの注文の受付を制限したり、停止したりする場合がありますので、予めご了承ください。

■証拠金

当社では、維持証拠金額（お客様が、IB FX CFD 取引の約定後、強制決済を受けることなく、その建玉を維持するために要する証拠金額）は、1) 取引時間中は継続的にリアルタイムで時価に対して、また 2) 取引時間終了後、次の取引時間開始までの間は終値に対して、所定の掛け目を掛け合わせるにより、その金額が計算されます。

■ロスカットに伴うリスク

- ・ 当社では、お客様が IB FXCFD 取引を行うにあたり、お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないよう、お客様の建玉を反対売買するルール（ロスカット・ルール）を設けておりますが、相場の急激な変動により、損失額が一定の範囲を超え、当該証拠金の額を上回る損失が生じ、引いてはお客様の取引口座の残高がマイナスになるおそれがあります（なお、ロスカットにつきましてはカスタマー・アグリーメントをご覧ください。また上記ロスカット及び証拠金を上回る損失のおそれ等は、上記「相場急変時における価格配信の停止」後、配信を再開した際の価格により生ずる可能性もありますのでご注意ください。）。

■IB FXCFD 取引の相手方

- ・ IB FXCFD 取引は取引所における株式等の売買とは異なり、当社が相手方となる店頭デリバティブ取引です。従って金融商品取引所で取引されるものではなく、また清算機関で決済もされません。
- ・ 従ってお客様は、当社の財務状況の変化等により損失を被る可能性があります。

【カバー取引について】

- ・ お客様が当社に IB FXCFD 取引を発注した場合、当社はこれと同じ内容の取引を他の取引先（カバー取引先）に発注します。これをカバー取引といい、当社自身はこれによって相場変動のリスクに対して中立となります。

当社のカバー取引先：

名称：インタラクティブ・ブローカーズ（ユー・ケー）リミテッド（登録番号：208159）

業務：金融業

監督機関：Financial Conduct Authority（金融行為規制機構（英国））

カバー取引先は更に現物の外国為替市場にてカバー取引を発注するため、これにより約定されたカバー取引の価格により、お客様が行う FXCFD 取引の価格が決定されることとなります。

■証拠金の管理方法（顧客財産の区分管理）

当社がお客様から預託を受けた証拠金及び建玉から生じた評価益及び未決済の益金は、金融商品取引法第 43 条の 3 および金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条から第 145 条の規定に基づき、三井住友銀行に金銭信託を行う方法により、当社固有の財産とは区分して管理されます。当社では、毎営業日を計算基準日として区分管理必要額を計算し、追加の預託が必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営業日以内に三井住友銀行に追加信託することにより、区分管理必要額以上の残高を維持致します。

■証拠金の通貨及び代用有価証券

IB FXCFD 取引におけるお客様と当社の金銭の受払いは、すべて現金（日本円）にて行うものとし、外貨での受払いはできません。また、株式等の有価証券で代用することもできません。

■クーリング・オフの適用について

IB FXCFD 取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

■益金に係る税金

個人のお客様が行った IB FXCFD 取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益（ロールオーバーに際しての受取金）をいいます。）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人のお客様が行った IB FXCFD 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

【重要】上記は本説明書作成時点における当社の認識に過ぎず、当社及びその役職員は税務に関する助言を提供する権限を与えられておりません。税務に係る詳細は、お客様がご自身の判断と責任において行い、必要に応じ税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

1. IB FXCFD 取引の仕組み：

当社が提供する IB FXCFD 取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

1-1. 取引の方法

IB FXCFD 取引に適用される内容は下記のとおりです。

(1) 注文の方法等

お客様からのご注文、ご注文の成立状況の確認等は、原則、インターネット経由（当社の取引ツール（トレーダー・ワークステーション。以下、「TWS」といいます。）で行っていただく必要があります。

※システム障害時を含め、電話等、インターネット経由以外のご注文は一切受付しません。

【注文に際しての入力項目】

- ・ 注文する通貨ペア
- ・ 売付取引又は買付取引の別
 - ・ 注文の種類（下記「【注文種別及びその執行順序・スリッページの発生等について」の記載をご覧ください。）
- ・ 注文数量
- ・ 注文の有効期間
- ・ 指値注文の場合、その入力事項及び価格
- ・ その他お客様の指示によることとされている事項

(2) 取引対象通貨ペア

取引の対象となる通貨ペアは本書面末尾の「IB FXCFD 取引／対象通貨ペア一覧」の通りとなります。

(3) 発注に係る最低金額

発注金額は、各通貨ペアに共通で、1 通貨単位以上で、外国通貨 1 単位刻みで設定することができます。発注金額が少額（25,000 通貨単位以下）の場合、表示された価格以上に広がったスプレッドにて約定されることがあります。

(4) 呼び値の単位

呼び値の単位（最小変動幅）は、0.1Pips です。なお、TWS 画面では、初期設定では 0.5Pips 単位での呼び値が表示されていますが、実際の呼び値単位は 0.1Pips であり、TWS 画面上の表示もこれに合わせて変更することができます。

(5) 取引価格

当社は各通貨組合せごとにオファー価格とビッド価格を同時に配信し、お客様はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます（オファー価格とビッド価格の差を「スプレッド」といいます。）。

スプレッドは、通貨ペアごとに異なり、外国為替市場の状況次第では拡大する場合があります。IB FXCFD 取引では、お客様は、当社が実勢に基づいて配信した取引為替レートで売買を行います。

なお、当社は、カバー取引の価格に基づきお客様に対する取引価格を配信します。一般的には、その価格は表示された価格と同一ですが、相場の急落／急騰など、市場状況により、スリッページが発生する可能性があります。

【注文種別及びその執行順序・スリッページの発生等について】

注文種類別のお取引条件（注文の執行に用いる価格、注文の執行時期、注文の失効要件等）およびご注意事項、スリッページの有無、発生原因、お客様にとっての有利・不利の状況をご説明いたします。

（１）成行（マーケット）注文

成行注文（マーケット注文）とは、その時点の外国為替市場の買売価格で売買する注文のことです。成行注文（マーケット注文）は約定の可能性を高め、執行のスピードを向上させる反面、指値注文とは異なり、価格保護がないため、直近で表示されている売買価格よりもはるかに高く、もしくは低い価格で約定する可能性があります。

（２）指値注文

指定した価格か、それよりも良い価格で銘柄を売買する基本的な注文です。指値注文では指定した価格より悪い条件では注文が約定しないようにできますが、約定を保証するものではありません。

（３）ストップ（逆指値）注文

ストップ（逆指値）注文は、指定されたストップ価格に市場の価格が達した場合に買いまたは売りの成行注文が発注する注文方法です。ストップ注文は指定されたストップ（逆指値）価格での約定を保証されているものではなく、指定のストップ価格から大幅に離れて約定する可能性があります。売りのストップ注文は、通常現在の市場価格より低く設定され、買いのストップ注文は現在の市場価格より高く設定されます。この注文方法は、通常、損切り（ストップロス）等の目的で利用されます。

（４）ストップ・リミット注文

ストップ・リミット注文は、指定されたストップ・トリガー（逆指値）価格に達した場合に、買いまたは売りの指値注文が発注されます。注文にはストップ（逆指値）価格およびリミット（指値）価格の指定が必要です。指定したストップ（逆指値）価格に市場価格が到達すると注文は約定可能な状態になり、指値注文が発注されます。ストップ・リミット注文は、指定されたストップ（逆指値）価格での約定が保証されないという約定価格が悪化するリスクを回避出来ますが、ストップ・トリガー（逆指値）価格に達しても注文が約定しないリスクが伴うため、取引機会を完全に失う可能性があります。

（５）MIT（マーケット・イフ・タッチド）注文

MIT（マーケット・イフ・タッチド）注文は、現在の市場価格より低い（もしくは高い）価格で買い（売り）を行う注文です。特定の価格(トリガー価格)に達した際に成行注文が発注されます。MIT注文はストップ注文に似ていますが、売りのMIT注文は現在の市場価格よりも上に設定され、売りのストップ注文は市場価格よりも下に設定します。

（６）LIT（リミット・イフ・タッチド）注文

LIT（リミット・イフ・タッチド）注文は、現在の市場価格より低い（もしくは高い）価格で買い（売り）を行う注文です。特定の価格(トリガー価格)に達した際に指値注文が発注されます。LIT注文はストップ・リミット注文に類似していますが、売りのLIT注文は現在の市場価格よりも上に設定され、売りのストップ・リミット注文は市場価格よりも下に設定されます。LIT注文には、指定した指値価格よりも不利な価格では約定しないという利点があります。

(7) トレイリング・ストップ注文

トレイリング・ストップ注文は、「トレイリング幅」で設定した幅を元に、継続してストップ（逆指値）価格を改善する注文方法です。市場価格が下落した場合にはストップ（逆指値）価格は変動せず、ストップ（逆指値）価格に到達した時点で成行注文として発注されます。トレイリング・ストップ注文により、利益確定の最大利益を制限することなく、最大損失を固定することが可能です。「買い」のトレイリング・ストップ注文は売りの逆の動きとなり、マーケットの下落時には、買いのストップ（逆指値）価格が継続して下がって行きます。

(8) トレイリング・ストップ・リミット注文

トレイリング・ストップ・リミット注文は、「トレイリング幅」で設定した幅を元にストップ（逆指値）価格を改善する注文方法です。通常のトレイリング・ストップ注文と異なる点は、指値価格も、「リミット・オフセット」に基づいた固定の価格幅で連動して動くように設定されます。市場価格が上昇するとストップ（逆指値）価格および指値価格もそれぞれトレイリングおよびリミット・オフセット額を元に上昇しますが、取引価格が下落した場合にストップ（逆指値）価格は変動せず、またストップ（逆指値）価格に触れると指値注文が発注されます。「買い」のトレイリング・ストップ・リミット注文は売りの逆の動きとなり、マーケットの下落時には、買いのストップ・リミットが継続して下がって行きます。

(9) トレイリング・マーケット・イフ・タッチド注文

トレイリング・マーケット・イフ・タッチド注文は指値注文と同じ方向で注文が発注されます。この注文はまず、現在の市場価格に対し有利な価格で設定されます。当初のトリガー価格から市場価格が変動すると、トリガー価格が設定した「トレイリング幅」に合わせて市場価格を追います。市場価格が指定した方向に変動し、トリガー価格に達した場合、注文は成行注文として発注されます。市場価格がトリガー価格と反対方向に変動した場合、注文は市場価格に合わせて変動し、設定した「トレイリング幅」によるあや戻しがある場合のみ、注文がトリガーします（市場下落の場合、あや戻しとは市場が下落し、その後、前取引のレベルで上昇することを指します。市場上昇の場合、あや戻しは市場が上昇し、その後前取引のレベルで下落することを指します）。

買い注文の場合

買いのトレイリング・マーケット・イフ・タッチド注文は市場価格に連動し、市場価格よりも下に設定する「トレイリング幅」に基づいて継続的にトリガー価格が上昇します。指値価格もまたリミット・オフセットに基づいて継続的に再計算されます。トレイリング・マーケット・イフ・タッチド注文はトレイリング・ストップ注文に類似していますが、買い注文は市場価格よりも低く設定され、その価格で当初ストップ・トリガー価格を設定します。市場価格が上昇した場合、トリガー価格もユーザー指定のトレイリングで上昇しますが、価格が下落した場合、トリガー価格は変動しません。トリガー価格に到達した場合に成行注文が発注されます。

売り注文の場合

売りのトレイリング・マーケット・イフ・タッチド注文は市場価格に連動し、市場価格よりも上に設定をしてユーザー指定の「トレイリング幅」に基づいて継続的にトリガー価格が下落します。指値価格もまたリミット・オフセットに基づいて継続的に再計算されます。トレイリング・マーケット・イフ・タッチド注文はトレイリング・ストップ注文に類似していますが、売り注文は市場価格よりも高く設定され、その価格で当初ストップ・トリガー価格を設定します。市場価格が下落した場合、トリガー価格もユーザー指定のトレイリング幅

で下落しますが、価格が上昇した場合、トリガー価格は変動しません。トリガー価格に到達した場合に成行注文が発注されます。

(10) トレイリング LIT (リミット・イフ・タッチド) 注文

トレイリング LIT (リミット・イフ・タッチド) 注文は、指値注文と同じ方向で注文が発注されます。この注文はまず、現在の市場価格に対し有利な価格で設定されます。当初のトリガー価格から市場価格が変動すると、トリガー価格が設定した「トレイリング幅」に合わせて市場価格を追います。市場価格が指定した方向に変動し、トリガー価格に達した場合、注文は指値注文として発注されます。市場価格がトリガー価格と反対方向に変動した場合、注文は市場価格に合わせて変動し、設定した「トレイリング幅」によるあや戻しがある場合のみ、注文がトリガーします(市場下落の場合、あや戻しとは市場が下落し、その後、前取引のレベルで上昇することを指します。市場上昇の場合、あや戻しは市場が上昇し、その後前取引のレベルで下落することを指します)。

買い注文の場合

買いのトレイリング LIT 注文は市場価格に連動し、市場価格よりも下に設定する「トレイリング幅」に基づいて継続的にトリガー価格を再計算します。トレイリング LIT 注文はトレイリング・ストップ注文に類似していますが、買い注文は市場価格よりも低く設定され、その価格で当初ストップ・トリガー価格を設定します。市場価格が上昇した場合、トリガー価格もユーザー指定のトレイリングで上昇しますが、価格が下落した場合、トリガー価格は変動しません。トリガー価格に到達した場合に指値注文が発注されます。

売り注文の場合

売りのトレイリング LIT 注文は市場価格に連動し、市場価格よりも上に設定する「トレイリング幅」に基づいて継続的にトリガー価格を再計算します。トレイリング LIT 注文はトレイリング・ストップ注文に類似していますが、売り注文は市場価格よりも高く設定され、その価格で当初ストップ・トリガー価格を設定します。市場価格が下落した場合、トリガー価格もユーザー指定のトレイリング幅で下落しますが、価格が上昇した場合、トリガー価格は変動しません。トリガー価格に到達した場合に指値注文が発注されます。

(11) リラティブ/ペグド・トゥー・プライマリー注文

リラティブ (またはペグド・トゥー・プライマリー) 注文は、現在の市場価格よりもより約定しやすい価格(アグレッシブな価格)にて発注する方法です。市場の流動性を高めるリクイディティ・プロバイダーとして現行の最良気配値よりもアグレッシブな買値・売値にて発注することにより、注文約定の確率を上げることができます。アグレッシブであり続けるため、マーケットの変動に応じて自動的にクオートが調整されます。買い注文の場合、買値はよりアグレッシブなオフセット額に沿って最良買気配に固定され、最良買気配の上昇に伴いお客様の買値も上がります。最良買気配が低下した場合、お客様の買値はよりアグレッシブになり約定するため、この買値に調整はありません。売り注文の場合、売値はよりアグレッシブなオフセット額に沿って最良売気配に固定され、最良売気配の低下に伴いお客様の売気配も下がります。最良売気配が上昇した場合、お客様の売値はよりアグレッシブな注文として約定するため、この売値に調整はありません。オフセット額に追加として絶対価格の制限を設定することができます。これは指値価格のように機能して特定のレベル以上または以下での注文約定を防ぎます。オフセット率付きのリラティブ注文が発注された場合、これはオフセット率と一致する注文価格を算出するための指示と見なされますが、同時にそのティックの刻み幅も反映する必要があ

ります。このため弊社では適格なティックの刻み幅を考慮の上に注文価格を算出します。買い注文の場合には刻み幅の許容範囲内で一番近い値に切り捨て、売り注文の場合には切り上げます。

なお、上記と合わせて以下の点にご注意ください。

- 1) 注文別の執行順序は、弊社が注文を受け付けた順序により決まります。
- 2) いずれの注文種別の場合においても上記「店頭外国為替証拠金取引（IB FXCFD 取引）のリスク等重要事項について」にて触れた原因によりスリッページが発生する可能性があり、それはお客様にとっての有利である場合も不利である場合もあります。
- 3) 相場急変時における価格配信の停止・再開につきましては、上記「店頭外国為替証拠金取引（IB FXCFD 取引）のリスク等重要事項について」中の「相場急変時における価格配信の停止・再開」に係るご説明の通りです。

(6) 決済方法

建玉は売戻し若しくは買戻しをする反対売買（決済取引）によって、日本円で差金決済されます（現金による受渡し決済はできません。）。殆どの通貨において、決済は取引の 2 営業日後に行われます。

(7) スワップポイント

約定した IB FXCFD 取引は、「ロールオーバー金利」（いわゆる「スワップポイント」）を受払いすることによって、その建玉の受渡日を 1 営業日ずつ繰り延べることができます。お客様は、決済するまでこの繰り延べ（ロールオーバー）を続けることにより、建玉を維持することができます。外貨の現引あるいは現渡による受渡しはできません。なお、ロールオーバーの時刻は午前 6 時です。

1-2. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

IB FXCFD 取引では、レバレッジの上限が、個人のお客様の場合は 25 倍に、また法人のお客様の場合は、取引銘柄の総取引金額に対し、金融庁告示（平成 28 年 6 月 14 日付、第 25 号）に定める為替リスク想定比率※に基づく倍率（以下「法令上の証拠金率」と言います。）に規制されており、一方、当社におきましては、新規の売買取引の注文を行うときは、1) あらかじめ、当社が定める取引証拠金（必要証拠金）率に基づく証拠金以上の額を、また、2) 取引約定後においては、建玉が決済されるまでの間、ロスカットされることなく建玉を維持するために必要な証拠金額（IB 維持証拠金）率（両方を合わせて「グループ証拠金率」と言います。）に基づく証拠金以上の額を、当社が定める方法により、当社に預託していただきます。

また、IB FXCFD 取引におけるお客様と当社の金銭の受け払いは、すべて日本円にて行うものとし、外貨でのやりとりはお受けできません。

※当該告示第 25 号に定める為替リスク想定比率（実数値）については一般社団法人金融先物取引業協会の下記ホームページをご覧ください。

<https://ffaj.nexdata.com/jp/>

(2) 当社証拠金の種類・計算

当社の IB FXCFD 取引で取扱う証拠金は、現金（日本円のみ）となります。

(3) 「グループ証拠金率」に基づく証拠金の種類と計算方法

※当社における最終的な証拠金率を決定するにあたり「法令上の証拠金率」と比較される「グループ証拠金」の計算方法は下記の通りです。

■必要証拠金（イニシャル・マージン）

イニシャル・マージンとは、新たにIB FXCFD取引を行う場合に必要となる証拠金です。イニシャル・マージンの算出方法は以下のとおりです。

$$\text{イニシャル・マージン} = \text{約定価格（※1）} \times \text{取引数量} \times \text{当社が定める証拠金率（※2）}$$

■IB維持証拠金

IB維持証拠金とは、建玉を保有している間に、ロスカットが発動されることなく建玉を維持するために、当社が求める証拠金をいいます。なお、この証拠金はその不足が生じた場合、マージン・コール（事前通知）をすることなく即時にロスカットが発動されます。

IB維持証拠金の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{IB維持証拠金} = \text{約定価格（※1）} \times \text{取引数量} \times \text{当社が定める証拠金率（※2）}$$

※1当社においては、IB維持証拠金の計算にあたり、1) 取引時間中は継続的にリアルタイムの時価を、また2) 取引時間終了時には終値を、それぞれ「約定価格」として、その金額を計算しています。

※2証拠金率は通貨ペア毎に異なり、また随時変動します。必要証拠金とIB維持証拠金それぞれに係る具体的な証拠金率については、IBのホームページ（下記）にてご確認ください。

<https://www.interactivebrokers.com/en/index.php?f=marginnew&p=cfd2>

(4) スワップポイント（ロールオーバーに基づく授受金額）の取扱い

スワップポイント（ロールオーバーに基づく授受金額）は、証拠金預託額として加算又は減算されます。

(5) 証拠金の返還

顧客がIB FXCFD取引開始に際してお客様が差し入れた証拠金は、その売戻し又は買戻しを行った時点で直ちに返還されます。

2. 決済に伴う金銭の授受

当社においては全て差金決済となるため、売戻し又は買戻しが行われた場合、お客様と当社との間で、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$$\text{約定価格差} \times \text{取引数量} \times \text{当該取引通貨の為替レート}$$

(注) 約定価格差とは、売戻し又は買戻しに係る約定価格と当該売戻し又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

なお、取引通貨ペアの両方が日本円以外の場合、その後最初に到来する朝の7時（米国のサマータイム期間中は6時）に、当社が別途指定する為替レートにて円貨に変換されます。

3. 取引権限の設定

当社においては、IB FXCFD取引の取引権限と証券CFD取引の取引権限は別個に設けられています。IB FXCFD取引の取引開始にあたっては、事前にそれぞれ（両方を行われる場合は両方）の取引権限の申請を行ってください。

4. 店頭外国為替証拠金取引（店頭 FX 取引）行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭為替証拠金取引（以下、この項目で「店頭 FX 取引」といいます。）、又は顧客のために店頭 FX 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、同様に「店頭 FX 取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. 店頭FX取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭FX取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭FX取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭FX取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭FX取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されません。）
- d. 店頭FX取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭FX取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭FX取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭FX取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

- f. 店頭FX取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭FX取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭FX取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭FX取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭FX取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭FX取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭FX取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭FX取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭FX取引契約に基づく店頭FX取引行為をすることその他の当該店頭FX取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭FX取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭FX取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭FX取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭FX取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭FX取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭FX取引をする行為
- s. 店頭FX取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭FX取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭FX取引の売付又は買付と対当する取

引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭FX取引を含みます。V.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（想定元本の4%。V.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。）
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

5. 店頭 FX 取引（IB FXCFD 取引）に係る主な用語：

※注文方法につきましては「1.IB FXCFD取引の仕組み」の【注文種別及びその執行順序・スリッページの発生等について】中の記載をご覧ください。

- 受渡決済（うけわたしけっさい）
店頭 FX 取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取ることにより決済する方法をいいます。
- 売建玉（うりたてぎよく）
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- オファー
金融商品取引業者が特定数量の商品に関し、取引時間中の各時刻における市場価格を示すことをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。
- 買建玉（かいたてぎよく）
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- 買戻し（かいもどし）
売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- カバー取引（カバーとりひき）
金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭 FX 取引の価格変動によるリスクの減少を目的

として、当該店頭 FX 取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭 FX 取引をいいます。

- 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
店頭 FX 取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- 差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- 証拠金（しょうきん）
先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があることがあります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当社には、証拠金必要額を満たすために必要な限度において、即時に、且つ事前の予告なくお客様の建て玉を決済する権限を有しています（強制ロスカット）。但し、強制ロスカットは、お客様の証拠金預託額以上の損失を回避することを保証するものではなく、お客様の損失が証拠金預託額を超過した場合には、お客様が保有する他の資産を以ってその回復を図る権利、或いは、追加的な金銭の預託を求める権利を有します。
- スワップポイント（「ロールオーバー金利」をベースとした授受金額）
店頭 FX 取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。
なお、当社の IB FXCFD 取引においては、当該金利差を実額ではなく金利そのもので調整するため、実際の取り扱いに合わせ「ロールオーバー金利」と呼んでいます。
- スリッページ
顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。
- デリバティブ取引（デリバティブとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- 店頭為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき）
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- 店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）
店頭 FX 取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- 店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバ

ティップ取引をいいます。

■売戻し（うりもどし）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。転売（てんばい）ともいいます。

■特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

※当社においては、お客様のお申し出に基づき特定投資家に分類されることとなった場合でも、リスクの説明等につき、一般投資家のお客様と同様の対応を採っております。

■値洗い（ねあらい）

建玉について、市場価格の変化に伴い、リアルタイムで評価替えする手続きを値洗いといいます。

■媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

■ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。

■ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

■ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

■ロールオーバー

店頭 FX 取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。なお、IB FXCFD 取引におけるロールオーバーの時刻は午前 6 時です。

■Pip(s)（びっぷ）

店頭FX取引における取引通貨の最小単位。日本円の場合は1銭が、また、米ドル/ユーロの場合は0.01ドルが1pipsとなります。

金融商品取引業者の概要：

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第187号
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館4階
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
資本金	1,300,520千円 （平成29年3月1日現在）
主な事業	金融商品取引業（第一種金融商品取引業）
設 立	平成18年8月
ご連絡先／ 苦情受付窓口	クライアント・サービス（03-4588-9700 平日8：30～17：30）
苦情処理措置及び紛 争解決措置の内容	当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することによりIB FXCFD取引関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

平成 29 年 3 月作成

IB FXCFD取引／対象通貨ペア一覧（平成29年3月時点）

Symbol	Product Description (基準通貨)	Currency (建値通貨)
AUD.CAD	オーストラリア・ドル	カナダ・ドル
AUD.CHF	オーストラリア・ドル	スイス・フラン
AUD.CNH	オーストラリア・ドル	中国・人民元
AUD.HKD	オーストラリア・ドル	香港ドル
AUD.JPY	オーストラリア・ドル	日本円
AUD.NZD	オーストラリア・ドル	ニュージーランド・ドル
AUD.SGD	オーストラリア・ドル	シンガポール・ドル
AUD.USD	オーストラリア・ドル	米国ドル
AUD.ZAR	オーストラリア・ドル	南アフリカ・ランド
CAD.CHF	カナダ・ドル	スイス・フラン
CAD.CNH	カナダ・ドル	中国・人民元
CAD.HKD	カナダ・ドル	香港ドル
CAD.JPY	カナダ・ドル	日本円
CHF.CNH	スイス・フラン	中国・人民元
CHF.DKK	スイス・フラン	デンマーク・クローネ
CHF.JPY	スイス・フラン	日本円
CHF.NOK	スイス・フラン	ノルウェー・クローネ
CHF.SEK	スイス・フラン	スウェーデン・クローナ
CHF.ZAR	スイス・フラン	南アフリカ・ランド
CNH.HKD	中国・人民元	香港ドル
CNH.JPY	中国・人民元	日本円
DKK.JPY	デンマーク・クローネ	日本円
DKK.SEK	デンマーク・クローネ	スウェーデン・クローナ
EUR.AUD	EU ユーロ	オーストラリア・ドル
EUR.CAD	EU ユーロ	カナダ・ドル
EUR.CHF	EU ユーロ	スイス・フラン
EUR.CNH	EU ユーロ	中国・人民元
EUR.CZK	EU ユーロ	チェコ・コルナ
EUR.DKK	EU ユーロ	デンマーク・クローネ
EUR.GBP	EU ユーロ	英ポンド
EUR.HKD	EU ユーロ	香港ドル
EUR.HUF	EU ユーロ	ハンガリー・フォリント

EUR.ILS	EU ユーロ	イスラエル・シェケル
EUR.JPY	EU ユーロ	日本円
EUR.MXN	EU ユーロ	メキシコ・ペソ
EUR.NOK	EU ユーロ	ノルウェー・クローネ
EUR.NZD	EU ユーロ	ニュージーランド・ドル
EUR.PLN	EU ユーロ	ポーランド・ズロチ
EUR.RUB	EU ユーロ	ロシア・ルーブル
EUR.SEK	EU ユーロ	スウェーデン・クローナ
EUR.SGD	EU ユーロ	シンガポール・ドル
EUR.USD	EU ユーロ	米国ドル
EUR.ZAR	EU ユーロ	南アフリカ・ランド
GBP.AUD	英ポンド	オーストラリア・ドル
GBP.CAD	英ポンド	カナダ・ドル
GBP.CHF	英ポンド	スイス・フラン
GBP.DKK	英ポンド	デンマーク・クローネ
GBP.HKD	英ポンド	香港ドル
GBP.JPY	英ポンド	日本円
GBP.MXN	英ポンド	メキシコ・ペソ
GBP.NOK	英ポンド	ノルウェー・クローネ
GBP.NZD	英ポンド	ニュージーランド・ドル
GBP.SEK	英ポンド	スウェーデン・クローナ
GBP.USD	英ポンド	米国ドル
GBP.ZAR	英ポンド	南アフリカ・ランド
HKD.JPY	香港ドル	日本円
MXN.JPY	メキシコ・ペソ	日本円
NOK.JPY	ノルウェー・クローネ	日本円
NOK.SEK	ノルウェー・クローネ	スウェーデン・クローナ
NZD.CAD	ニュージーランド・ドル	カナダ・ドル
NZD.CHF	ニュージーランド・ドル	スイス・フラン
NZD.JPY	ニュージーランド・ドル	日本円
NZD.USD	ニュージーランド・ドル	米国ドル
SEK.JPY	スウェーデン・クローナ	日本円
SGD.JPY	シンガポール・ドル	日本円
USD.CAD	米国ドル	カナダ・ドル

USD.CHF	米国ドル	スイス・フラン
USD.CNH	米国ドル	中国・人民元
USD.CZK	米国ドル	チェコ・コルナ
USD.DKK	米国ドル	デンマーク・クローネ
USD.HKD	米国ドル	香港ドル
USD.HUF	米国ドル	ハンガリー・フォリント
USD.ILS	米国ドル	イスラエル・シェケル
USD.JPY	米国ドル	日本円
USD.MXN	米国ドル	メキシコ・ペソ
USD.PLN	米国ドル	ポーランド・ズロチ
USD.NOK	米国ドル	ノルウェー・クローネ
USD.RUB	米国ドル	ロシア・ルーブル
USD.SEK	米国ドル	スウェーデン・クローナ
USD.SGD	米国ドル	シンガポール・ドル
USD.ZAR	米国ドル	南アフリカ・ランド
ZAR.JPY	南アフリカ・ランド	日本円

※上記の一覧は平成29年3月時点のものであり、準備が整い次第拡充の予定です。

最新の一覧は下記のリンク中、「Cash and CFDs」欄をご覧ください。

<https://www.interactivebrokers.com/en/index.php?f=2222&ns=T&exch=ibfxpro&showcategories=FX>

(?)